

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年10月14日(2021.10.14)

【公表番号】特表2020-532556(P2020-532556A)

【公表日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2020-046

【出願番号】特願2020-512822(P2020-512822)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/06	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/5377	(2006.01)
A 6 1 K	33/24	(2019.01)
A 6 1 K	31/282	(2006.01)
A 6 1 K	31/337	(2006.01)
A 6 1 K	31/475	(2006.01)
A 6 1 K	31/7068	(2006.01)
A 6 1 K	31/519	(2006.01)
A 6 1 K	31/706	(2006.01)
A 6 1 K	31/167	(2006.01)
A 6 1 K	31/4745	(2006.01)
A 6 1 K	31/365	(2006.01)
A 6 1 K	31/517	(2006.01)
A 6 1 K	31/506	(2006.01)
A 6 1 K	31/4545	(2006.01)
A 6 1 K	31/4184	(2006.01)
A 6 1 K	31/573	(2006.01)
A 6 1 K	31/203	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/06
A 6 1 P	35/00
A 6 1 P	11/00
A 6 1 K	31/5377
A 6 1 K	33/24
A 6 1 K	31/282
A 6 1 K	31/337
A 6 1 K	31/475
A 6 1 K	31/7068
A 6 1 K	31/519
A 6 1 K	31/706
A 6 1 K	31/167
A 6 1 K	31/4745
A 6 1 K	31/365
A 6 1 K	31/517
A 6 1 K	31/506
A 6 1 K	31/4545
A 6 1 K	31/4184
A 6 1 K	31/573
A 6 1 K	31/203

**【手続補正書】**

【提出日】令和3年8月31日(2021.8.31)

**【手続補正1】**

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

**【補正の内容】**

【特許請求の範囲】

**【請求項1】**

1以上の第2の治療薬と組み合わせにおける、非小細胞肺癌(NSCLC)の治療に使用されるEZH2阻害剤。

**【請求項2】**

前記EZH2阻害剤が、タゼメトstatt又はその薬学的に許容される塩である、請求項1に記載のEZH2阻害剤。

**【請求項3】**

前記EZH2阻害剤が、約100mg以上約1600mg以下、約100mg、約200mg、約400mg、約800mg又は約1600mg、あるいは

約800mgである請求項1に記載のEZH2阻害剤。

**【請求項4】**

タゼメトstatt又はその薬学的に許容される塩が、約100mg以上約1600mg以下、

約100mg、約200mg、約400mg、約800mg、又は約1600mg、あるいは

約800mgである請求項2に記載のEZH2阻害剤。

**【請求項5】**

EZH2阻害剤が、1日2回(BID)投与されるものである請求項1~4のいずれか一項に記載のEZH2阻害剤。

**【請求項6】**

EZH2阻害剤が経口投与されるものであるか、

カプセル又は錠剤として投与されるものである請求項1~5のいずれか一項に記載のEZH2阻害剤。

**【請求項7】**

EZH2阻害剤と1以上の第2の治療薬とを含む非小細胞肺癌(NSCLC)の治療用組成物。

**【請求項8】**

非小細胞肺癌細胞の成長、生存率、生存又は増殖を阻害又は減少させるために用いられるEZH2阻害剤及び1以上の第2の治療薬。

**【請求項9】**

EZH2阻害剤が、タゼメトstatt又はその薬学的に許容される塩である請求項8に記載のEZH2阻害剤及び1以上の第2の治療薬。

**【請求項10】**

前記EZH2阻害剤が、前記非小細胞肺癌細胞の成長、生存率、生存又は増殖を少なくとも50%、少なくとも70%又は少なくとも90%阻害又は減少させるのに十分な量で投与されるものである請求項8又は9に記載のEZH2阻害剤及び1以上の第2の治療薬。

**【請求項11】**

インビトロ又はエクスピボで用いられるか、又は

癌細胞を有する被験体に投与することによってインビボで用いられるものである請求項

8 又は 9 に記載の E Z H 2 阻害剤及び 1 以上の第 2 の治療薬。

【請求項 1 2】

前記 1 つ又は複数の第 2 の薬剤が標準的な治療剤を含む、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の E Z H 2 阻害剤、請求項 7 に記載の治療用組成物又は請求項 8 ~ 11 のいずれか一項に記載の E Z H 2 阻害剤及び 1 以上の第 2 の治療薬。

【請求項 1 3】

前記 1 つ又は複数の第 2 の薬剤が、アルキル化剤又はアルキル化様剤、抗腫瘍剤、有糸分裂阻害剤、チューブリン重合阻害剤、代謝拮抗剤、DNA メチルトランスフェラーゼ (DNMT) 阻害剤、ヒストンデアセチラーゼ (H DAC) 阻害剤、トポイソメラーゼ阻害剤、上皮成長因子受容体 (EGFR) 阻害剤、EGFR 及び Erbb2 の阻害剤、EGFR 及びヒト上皮成長因子受容体 2 (Her2) の阻害剤、未分化リンパ腫キナーゼ (ALK) 阻害剤、ALK 及び ROS1 の阻害剤、ALK 及び EGFR の阻害剤、サイクリン依存性キナーゼ (CDK) 4 / 6 阻害剤、マイトジエン活性化プロテインキナーゼ (MEK) 阻害剤、B RAF 阻害剤、ホスホイノシチド 3 - キナーゼ (PI3K) 阻害剤、Wee1 阻害剤、ポリ (ADP - リボース) ポリメラーゼ (PARP) 阻害剤、グルココルチコイド受容体アゴニスト、レチノイン酸受容体アゴニスト、CBP / p300 阻害剤又はこれらの組み合わせを含む、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の E Z H 2 阻害剤、請求項 7 に記載の治療用組成物又は請求項 8 ~ 11 のいずれか一項に記載の E Z H 2 阻害剤及び 1 以上の第 2 の治療薬。

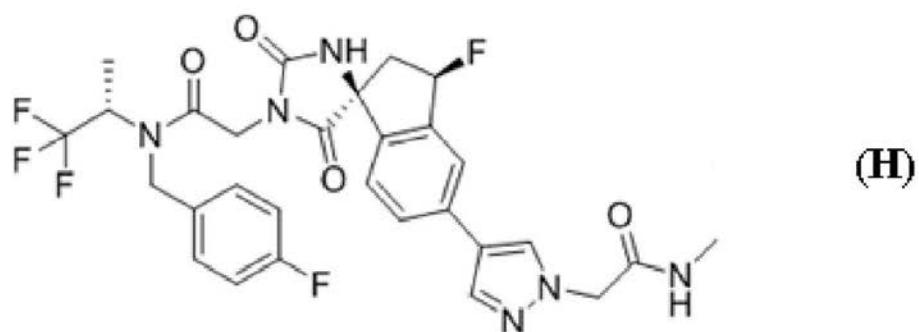
【請求項 1 4】

前記 1 つ又は複数の第 2 の薬剤が、

- (i) アルキル化剤又はアルキル化様剤、シスプラチン、
- (ii) 抗腫瘍剤、オキサリプラチン
- (iii) 有糸分裂阻害剤、パクリタキセル、ドセタキセル、ピンプラスチン又はそれらの組み合わせ、
- (iv) チューブリン重合阻害剤、ビノレルビン
- (v) 代謝拮抗剤、ゲムシタビン
- (vi) 葉酸型の代謝拮抗剤、メトレキサート、ペメトレキセド又はそれらの組み合わせ、
- (vii) DNA メチルトランスフェラーゼ (DNMT) 阻害剤、デシタビン、アザシチジン又はそれらの組み合わせ、
- (viii) ヒストンデアセチラーゼ (H DAC) 阻害剤、ポリノスタット、
- (ix) トポイソメラーゼ阻害剤、イリノテカン、エトポシド又はそれらの組み合わせ、
- (x) 上皮成長因子受容体 (EGFR)、エルロチニブ、ゲフィチニブ、AZD9291 又はそれらの組み合わせ、
- (xi) EGFR 及び Erbb2 の阻害剤、ラパチニブ、
- (xii) EGFR 及びヒト上皮成長因子受容体 2 (Her2) の阻害剤、アファチニブ、
- (xiii) 未分化リンパ腫キナーゼ (ALK) 阻害剤、セリチニブ、
- (xiv) ALK 及び ROS1 の阻害剤、クリゾチニブ、
- (xv) ALK 及び EGFR の阻害剤、ブリガチニブ、
- (xvi) サイクリン依存性キナーゼ (CDK) 4 / 6 阻害剤、アベマシクリブ、パルボシリブ、リボシリブ又はそれらの組み合わせ、
- (xvii) マイトジエン活性化プロテインキナーゼ (MEK) 阻害剤、トラメチニブ、セルメチニブ又はそれらの組み合わせ、
- (xviii) BRAF 阻害剤、ベムラフェニブ、
- (xix) ホスホイノシチド 3 - キナーゼ (PI3K) 阻害剤、ピクチリシブ、BKM-120 又はそれらの組み合わせ、
- (xx) Wee1 阻害剤、MK-1775、
- (xxi) ポリ (ADP - リボース) ポリメラーゼ (PARP) 阻害剤、ベリバリブ、
- (xxii) グルココルチコイド受容体アゴニスト、プレドニゾロン、

(xxiii) レチノイン酸受容体アゴニスト、 A T R A 、  
(xxiv) C B P / p 3 0 0 阻害剤、 化合物 ( H ) 又はその薬学的に許容される塩を含む、  
請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の E Z H 2 阻害剤、 請求項 7 に記載の治療用組成物、  
請求項 8 ~ 1 1 又は請求項 1 3 のいずれか一項に記載の E Z H 2 阻害剤及び 1 以上の第 2  
の治療薬。

【化 1】



## 【請求項15】

連続的に投与されるものであるか、

前記 E Z H 2 阻害剤が、前記 1 つ又は複数の第 2 の薬剤の前に投与されるものであるか

<sup>1</sup>前記 1-2 又は複数の第 3 の薬剤が、前記 1-2 又は 3 陽電子剤の前に投与されるものである。

前記凡ては、限審割が一色がめに二色以上 の著的的に許容される極である。請求項1

前記 E Z H 2 阻害剤が、ソビストラクトの葉字時に許可される場合である、請求項 6 のいずれか一項に記載の E Z H 2 阻害剤、請求項 7 に記載の治療用組成物又は請求項 8 ~ 11 のいずれか一項に記載の E Z H 2 阻害剤及び 1 以上の第 2 の治療薬。